

北海道環境マネジメントシステムスタンダード

HES:産業廃棄物処理業者用システム規格書

《 2 版 》



エイチ・イー・エス推進機構

目 次

	ページ
序 文	2
1. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格の構築と運用の概要	3
2. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格が適用する範囲	4
3. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格要求事項	5
3.1 全体を通じた要求事項	5
3.2 環境に関する基本方針	5
3.3 環境に関する各種取組の計画	6
3.3.1 環境影響要因	6
3.3.2 法的及び組織が同意するその他の要求事項	6
3.3.3 環境目的と環境目標の設定及び具体的な計画	6
3.4 計画に基づいての実施及び運用	7
3.4.1 実施及び運用するための体制と責任	7
3.4.2 自覚と力量の向上を目的とした教育と訓練	7
3.4.3 環境に関する情報のやりとり	7
3.4.4 文書類の作成	8
3.4.5 文書類の管理	8
3.4.6 環境改善活動に関する管理	8
3.4.7 事故・緊急事態が原因による環境への悪影響に対する準備と対応	8
3.5 実施・運用した内容の点検	8
3.5.1 実施及び運用項目の監視と測定	8
3.5.2 法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価	8
3.5.3 環境改善活動が基準を満たしていない場合の 是正処置（再発防止）及び予防処置（未然防止）	8
3.5.4 各種記録類の管理	9
3.5.5 環境に関する自己評価 [推奨事項]	9
3.6 最高責任者による評価	10

－ 序 文 －

経済の高度成長は、大量生産・大量消費・大量破壊という社会経済システムを作り出し、人類に便利で快適な暮らしを提供してきましたが、その反面、自然環境に多大な負荷を与え続け、地球温暖化やダイオキシン等の有害物質・大量の廃棄物発生へとつながり、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものとなってきています。

北海道に住む私達は、豊かで優れた自然環境に恵まれたこの大地から数多くの恩恵を受けてきましたが、この恵まれた環境を全ての人の財産として将来へ引き継いでいく責務を有しており、そのためには、今までのような20世紀型の社会経済システムから「環境の世紀」にふさわしい最適生産・最適消費・最少廃棄の社会である「持続可能な循環型社会」へと変えていかなければなりません。

このような社会の構築に向けては、個々の活動に留まらず、事業者、消費者、行政などが一体となって、問題解決のための具体的な行動を起こすことが重要となってきています。特に社会経済活動の中心となる企業活動においては、環境問題の深刻化に伴い、エネルギー対策・産業廃棄物等をはじめとする環境への取組姿勢が企業の存続にとって大きな課題となってきており、近年、その取組は「社会貢献の一つ」から「企業の業績を左右する重要な要素」あるいは「企業の重要な戦略の一つ」として事業活動の中に取り組みでいく動きが拡大しつつあり、事業者の環境経営の重要性に対する認識が、環境の保全とともに地域経済の活性化を可能とするものと考えられます。

組織における環境への取組については、ISO14001に代表される国際的な共通の規格に基づき、公正な観点から企業や団体の環境への取組を客観的に評価し、認証するシステムが標準化されており、認証取得する組織も増えてきておりますが、グローバルスタンダードとしてのISO14001の規格は、規模的・経済的・時間的等さまざまな理由で認証取得に直ちに取組難い組織が多くあることもまた事実です。

このため、このような状況を打開し、環境問題へ積極的に取り組む組織の底辺拡大を進め、環境と経済の両立を図るとともに、環境活動の輪を広げ、次世代へ良好な環境を継承することができるよう、中小企業や各種団体等多くの組織が容易に取り組めるローカルスタンダードとして構築したのが「北海道環境マネジメントシステムスタンダード (HES)」です。

HESは、内容や表現を平易なものとし、組織の実態に即した取組が可能となるよう「ステップ1」と「ステップ2」の2つの規格が設けてられていますが、このHES:産業廃棄物処理業者用システム規格は、環境省が公表した『優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション21と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」について』との整合性を図り、優良産廃処理業者認定制度に定められている「環境配慮の取組の実施」の要件を満たすための規格です。

1. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格の構築と運用の概要

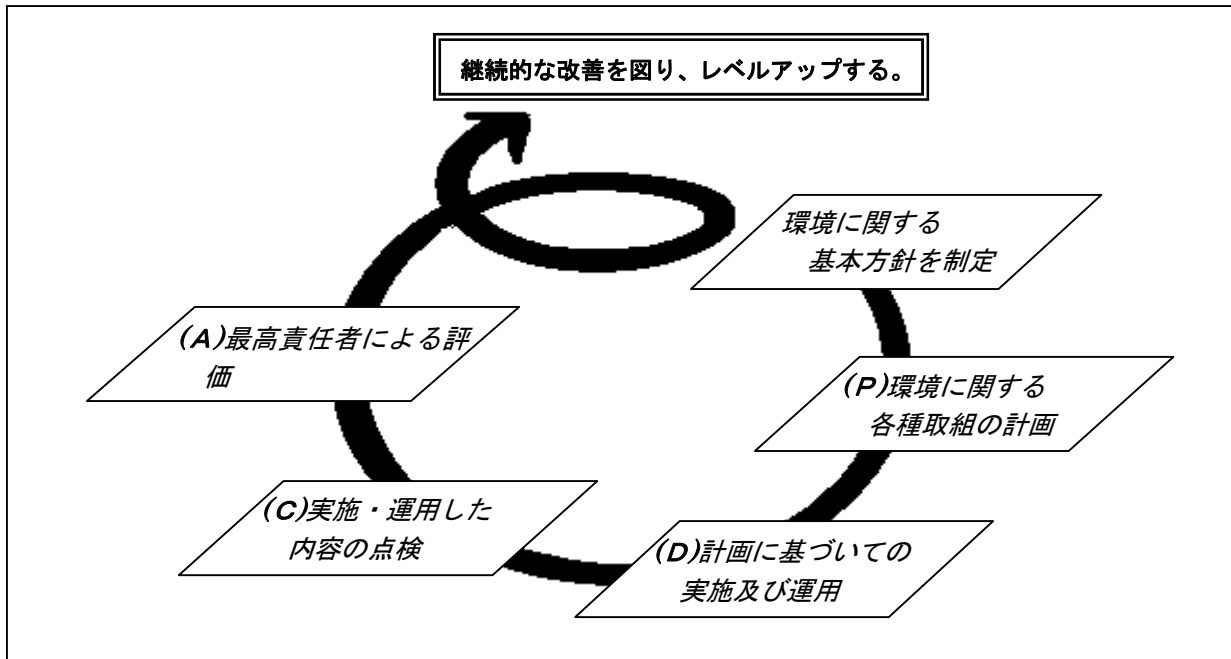


図1 HES：産業廃棄物処理業者用システム規格のシステムイメージ

この規格は、「図1 HES：産業廃棄物処理業者用システム規格システムイメージ」にあるように、構築・運用ともに、**P・D・C・A**というサイクルを回し続けることにより、継続的な改善を図り、全体をレベルアップしていくものであります。

まず、HESを認証取得する産業廃棄物処理業者（以下、「組織」という。）において、最高責任者が、「環境に関する基本方針」を策定して今後組織が取り組むべき方向性を示します。

策定された基本方針は、HESを運用していく上での“核”となりますので、組織の全員に周知して全員が一丸となって同じ方向性で取り組まなければなりません。

次に策定された基本方針に基づき、「**P**：環境に関する各種取組の計画」を立てることになります。これは、自組織の環境に良いところ・悪いところを洗い出し、それに対して何をすべきなのかを明確にして、そのための計画を立てることにより、準備を進めることです。各種取組の計画には、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の削減、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分などにおける環境配慮に関する項目を含めなければなりません。

「**D**：計画に基づいての実施及び運用」は、計画を立て準備した環境への取組について実際に実施することをいいます。

「**C**：実施・運用した内容の点検」では、計画に基づき実施した内容について監視及び測定し、その結果が当初予定していた成果を満たさなかった場合には、改善策を実施します。

これらの監視及び測定結果と、その評価した内容等を組織の最高責任者に報告し、それらの情報を基に実施するのが「**A**：最高責任者による評価」です。

組織の最高責任者は、「**C**：実施・運用した内容の点検」から得た情報を基に、「環境に関する基本方針」及び「**P**：環境に関する各種取組の計画」の変更の必要性を判断し、見直しの指示を出します。

これら一定のサイクル（**P・D・C・A**）を回し続けることにより、継続的な改善が図られ組織の環境マネジメントシステム自体がどんどんレベルアップしていくのです。

2. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格が適用する範囲

(1) この規格の機能

- 産業廃棄物処理業者用システム規格：優良産廃処理業者認定制度で定められている「環境配慮の取組の実施」の要件を満たす、産業廃棄物処理業者の為の規格

規格内容は、環境省が策定した『優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション21と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」について』との整合性を図り、優良産廃処理業者認定制度に定められている「環境配慮の取組の実施」の要件を満たすための規格となっている。

(2) 適用される組織

この規格は、次の事項を実施しようとする産業廃棄物処理業者に適用できます

- ①HES：産業廃棄物処理業者用システム規格を構築し、維持し、継続的に改善する
- ②環境に対する取組についての基本方針を制定し、組織の内外にその内容を周知・公表する
- ③エイチ・イー・エス推進機構の審査を受け、登録されることを求める
- ④優良産廃処理業者認定制度で定められている「環境配慮の取組の実施」の要件を満たす

(3) 組織の活動においてこの規格が該当する範囲

産業廃棄物処理業者自らが管理出来る直接的・間接的な範囲において、環境に関して「良いところ」「悪いところ」があると想定される、「業務」「物」「エネルギー」「提供サービス」等に適用します。

3. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格要求事項

3.1 全体を通じた要求事項

産業廃棄物処理業者（以下、「組織」という。以下の項において同じ。）は、以下に示す規格の要求事項（*¹）に従って環境マネジメントシステムを構築して、継続的に維持改善する。
組織は、環境マネジメントシステムを取り組む適用範囲を定め、文書化する。

* 1 要求事項

HES：産業廃棄物処理業者用システム規格の中で、「～する」と表現される事項。

3.2 環境に関する基本方針

組織の最高責任者は、次の事項を確実にした環境に関する基本方針を定めて文書化し、実行する。

- ①組織の業種・事業内容・特色が明確であり、その生産・消費・製品・サービス活動等から生じた、環境上の良い変化・悪い変化（*¹）に見合った内容である。
- ②継続的改善（*²）・汚染の予防の約束を含む
- ③環境に関連する法的及び組織が同意するその他の要求事項（*³）の順守についての約束を含む
- ④環境改善に関する環境目的（*⁴）・環境目標（*⁵）を設定し、定期的に見直しをすることを明確にする
- ⑤全従業員に周知される
- ⑥外部の方が入手可能である
- ⑦地域での環境保全活動の関わりを勘案する。

* 1 生産・消費・製品・サービス活動等から生じた、環境上の良い変化・悪い変化

組織の活動等から生じる環境に対するあらゆる変化のこと。

ISO14001では「環境影響」という。

* 2 継続的改善

組織が環境に対する取組を展開し、環境改善を達成するために繰り返し行う環境マネジメントシステムを向上させるプロセス。

* 3 組織が同意するその他の要求事項

法的以外の行政との協定・利害関係者からの要求事項・上位組織からの要求事項等をいい、組織が順守すると決めたものをいう。

* 4 環境目的

「環境に関する基本方針」を達成するために、組織自らが定めて進める各種施策項目の到達点（中期目標）をいう。出来る限り数値化して定める。

* 5 環境目標

環境目的を達成するために設定される単年度の各種施策項目の到達点をいう。

出来る限り数値化して定める。

3. 3 環境に関する各種取組の計画

3. 3. 1 環境影響要因

組織は、組織が管理できる範囲で、環境影響要因 (*1) を特定する手順及びその結果を文書化するとともに、事業活動における環境への取組状況を把握すること。

なお、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）については必ず把握する。

要因を特定した結果、著しい環境影響要因 (*2) は、環境目的を設定する際に配慮する。

組織は定期的に、また活動、製品、サービスに変更があった場合は、この調査を実態のあったものに更新する。

[参考] 環境影響要因を取り上げるにあたっては、次の項目を考慮すると良い。

- ①大気への放出
- ②水への排出
- ③土地への排出
- ④原材料及び天然資源の使用
- ⑤エネルギーの使用
- ⑥放出エネルギー、例えば、熱、放射、振動
- ⑦廃棄物及び副産物

* 1 環境影響要因

環境に影響を与える、悪い要因、良い要因ともに含む。

ISO14001では「環境側面」という。

* 2 著しい環境影響要因

環境に著しい影響を与える、又はその可能性のある要因。

3. 3. 2 法的及び組織が同意するその他の要求事項

組織は、環境影響要因に関連する法的及び組織が同意するその他の要求事項を特定し、環境影響要因との関連性を明確にして文書化する。組織は、最新のものが参照できるようにする。

3. 3. 3 環境目的と環境目標の設定及び具体的な計画

組織は、可能な限り数値化し、かつ二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた環境目的・目標を組織全体又は階層で設定し、文書化し、実施する。

また、設定する際は、次の項目に配慮する。

- ①著しい環境影響要因
- ②法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守
- ③汚染の予防に関する約束
- ④技術的、経済的制約を勘案した上での実現性
- ⑤利害関係者の見解
- ⑥環境に関する基本方針との整合性

また、組織は、次の項目を含んだ具体的な計画を文書化する。

- ①進捗を管理する責任者の明示
- ②具体的な施策と日程
- ③環境目標に対する実績が確認出来ること

計画を実行する段階で、生産又は消費活動、製品又はサービスに変更があった場合は、該当部分をその都度改訂する。

3. 4 計画に基づいての実施及び運用

3. 4. 1 実施及び運用するための体制と責任

効果的な環境マネジメントシステムを実行するための役割と責任及び権限を文書化し、全員に周知徹底する。

組織の最高責任者は、環境マネジメントシステムを自ら実行し、「人的資源」「資金」等を用意するとともに、責任と権限を与えた管理責任者 (*1) (複数可) を任命する。

任命された管理責任者は、HES産業廃棄物処理業者用システム規格の要求事項を満たす仕組みを作成し、実施し、管理するとともに、継続的改善によりレベルアップを図るため、最高責任者の評価のための報告をする。

また、組織規模により、管理責任者は最高責任者と同一者であっても可とする。

3. 4. 2 自覚と力量の向上を目的とした教育と訓練

組織は、教育の必要性がある対象者を明確にし、対象者全員に、次の項目を自覚させるための内容と手順を文書化し、実施する。

- ①環境に関する基本方針及びHESに定められたことを守ることの重要性
- ②著しい環境影響要因及び環境改善活動の成果が環境に及ぼす好影響
- ③環境目的・目標及び具体的な計画
- ④緊急事態の準備・対応方法と各人の役割・責任
- ⑤定められた手順を守らなかった場合に起こりうる環境に及ぼす影響

また、環境に著しい影響を与える可能性のある作業を行う全ての要員に必要な要件を特定した上で、手順に則した訓練等により力量を持つようにする。実施した教育・訓練内容は記録する。

3. 4. 3 環境に関する情報のやり取り

組織は、環境に関する各種情報や苦情を受付けて処理する手順を次のとおり定めて文書化するとともに、組織外部の利害関係者とやり取りした内容で特に重要なものを記録する。

- ①組織内部で環境情報を連絡する仕組み
- ②組織外部の利害関係者との情報連絡の仕組み

また、環境への取組状況について『環境活動レポート』を毎年作成し、公表する。環境活動レポートを作成する際には、次の事項を含むようにする。

①組織の概要

○事業所名、所在地、事業の概要、事業規模、法人設立年月日、資本金、売上高、組織図

○産業廃棄物処理業に関する以下の項目

ア. 許可の内容：許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲(事業の区分と廃棄物の種類)

イ. 施設等の状況

- ・収集運搬業者：運搬車両の種類と台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量
- ・処分業者：処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力(規模)、処理方法、処理工程図

ウ. 処理実績(環境への負荷の自己チェック、受託した産業廃棄物の処理量)

②対象範囲(認証・登録範囲)、環境活動レポートの対象期間及び発行日

③環境に関する基本方針

④環境目的・目標

⑤環境活動計画

⑥環境目標の実績

⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

⑧環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

⑨最高責任者による評価

3. 4. 4 文書類の作成

環境マネジメントシステムを運用するのに必要な文書（マニュアル）を作成し、HESの産業廃棄物処理業者用システム規格の規格要求事項を記載する。
また、必要に応じて、「規定」「手順書」を作成する場合は、文書の関連性を確実にする。

3. 4. 5 文書類の管理

組織は、環境マネジメントシステムに関する文書を管理する手順について、次のことを考慮して文書化し、管理する。

①発行責任者・発行日付

②文書は見直して、必要な場合は改訂して、最新の内容のものとする

文書類の改廃方法を定め、古いものは撤去するか、誤使用のないようにする。

3. 4. 6 環境改善活動に関する管理

組織は、その手順がないと環境に関する基本方針や環境目的・目標を達成することが出来ないかもしれない作業や活動等を特定し、その運用基準を定めて文書化し、環境改善活動（*1）を実施する。活動する内容は、構内常駐の社外組織にも伝達する。

* 1 環境改善活動

環境に関する基本方針や環境目的・目標を達成するために、環境マネジメントシステムを向上（改善）させる活動。

3. 4. 7 事故・緊急事態が原因による環境への悪影響に対する準備と対応

事故や天災等の緊急事態が環境に悪影響を及ぼす可能性を特定し、対応策及び予防策を定めて文書化する。また、その対策が効果的であることを確認するために、定期的に可能な範囲でテストを行い記録する。

実際の緊急事態発生やテストの後は、手順書等の有効性を確認し、必要があれば改訂する。

3. 5 実施・運用した内容の点検

3. 5. 1 実施及び運用項目の監視と測定

組織は、環境改善活動の進捗状況を定期的に監視及び測定するための方法を定めて文書化し、環境目的・目標の達成度合いを評価し、記録する。

監視及び測定に機器を使用する場合は、その精度を維持する手順を文書化し、記録する。

3. 5. 2 法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価

組織は、特定された法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守状況を定期的に評価し、その結果を記録する。

3. 5. 3 環境改善活動が基準を満たしていない場合の

是正処置（再発防止）と予防処置（未然防止）

HESの規格要求事項及び組織が決めた環境に関する各種事項を満たしていない場合は、その事実や原因の調査を行い、是正処置（再発防止）と予防処置（未然防止）を行う手順を文書化し、実施した内容を記録する。

また、是正及び予防処置は、その問題の大きさに釣り合った内容で実施する。

3. 5. 4 各種記録類の管理

産業廃棄物処理業者用システム規格に関する記録は次のとおりとし、他の記録と区別でき、紛失・損傷・劣化を防ぐ方法及び保管期間を定めて保管する。

なお、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度における情報公開で求めている情報の記録の整理、保管についても適切に実施する。

- ①環境影響要因調査の記録
- ②法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価の記録
- ③環境目的と環境目標の記録
- ④環境目的と環境目標を達成するための具体的な計画の記録
- ⑤教育と訓練及び自覚と力量の向上の記録
- ⑥外部との環境に関する情報のやり取りの記録
- ⑦環境に関する文書配布の記録
- ⑧事故・緊急事態が原因による環境への悪影響に対する準備と対応の記録
- ⑨監視及び測定機器の精度維持の測定記録
- ⑩環境目的・目標の監視及び測定結果の記録
- ⑪監視及び測定した結果の是正処置と予防処置の記録
- ⑫最高責任者による評価の記録
- ⑬マニュアル等の変更記録（マニュアル内の改訂履歴表）
- ⑭環境活動レポートの記録
- ⑮環境に関する自己評価の記録（実施した場合）

* 定義

HESでは「文書」と「記録」の違いを次に定める。

よって、“記録は文書の種類である”とするISO14001の規格とは解釈が一部異なる

<文書>～「環境マネジメントマニュアル」、各種管理規定類及び手順書。

<記録>～ 上記で定める「文書」以外のもの。（3. 5. 4項①～⑮）

3. 5. 5 環境に関する自己評価（推奨事項）

組織は、自組織の環境マネジメントシステム全体を自己評価する手順を、次の項目について定めて文書化し、実施する。

- ①自己評価を行う範囲と頻度
- ②自己評価員の資格と責任者
- ③自己評価のやり方
- ④自己評価の結果を最高責任者に報告する

また、自己評価の実施にあたっては、以下の項目について考慮する。

- a) 組織の環境に関する仕組みが、HESの要求事項及び組織が定めた取り決めに合っているか
- b) 組織の環境に関する仕組みが、適切に実施され、管理されているか

3. 6 最高責任者による評価

組織の最高責任者は必要な情報を収集し、定期的に環境マネジメントシステム全体を見直し、継続的な活動を行う適切性があるか、妥当なシステムであるか、システムが有効であるかを評価し、評価の過程を記録する。

最高責任者は評価結果に基づき、「環境に関する基本方針」「環境目的・目標」「自組織で構築した環境マネジメントシステムのその他の要素」について見直しの必要がある場合は言及する。

最高責任者は、評価するために次の情報を収集する。

- ①環境目的・目標の進捗状況
- ②法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価結果
- ③法的等の行政や業界等周辺の動向及び関連する利害関係者の関心事
- ④前回の評価記録
- ⑤環境に関する自己評価の結果（実施した場合）
- ⑥その他、最高責任者が必要と判断した情報



北海道環境マネジメントシステムスタンダード

産業廃棄物処理業者用システム規格書（2版）

2015年4月

<発行>エイチ・イー・エス推進機構

[事務局：北海道商工会議所連合会]

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター

TEL：011-241-6733 FAX：011-242-3320

<http://www.hokkaido.cci.or.jp/hes/>